

※本様式は保護者が記入し、すみやかに担任に提出してください。

なでしこ^{ほいくえん}保育園 ^{えんちょう}園長 あて

とうえんとどけ
登園届（インフルエンザ）

- 1 園児の氏名
組 氏名
- 2 診断名 インフルエンザ（ A型 ・ B型 ・ 不明 ） ←○で囲む
- 3 受診した医療機関名
- 4 受診した日 令和 年 月 日
- 5 発症した日 令和 年 月 日 ※医療機関で確認してください。
- 6 出席停止期間（休んだ期間）
令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）
- 7 出席停止期間中の体調について

発症からの日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
熱がさがった日に○印									
熱がさがっても 休まなければならない 日							インフルエンザの治療薬を使うと早く熱がさがることがありますが、 感染力の強いウイルスは体の中に残ったままなので、 <u>解熱後3日(児童生徒は2日)たっても、発症後5日たたないと登園することはできません。</u>		

発症後5日が経過し、かつ解熱後（平熱に戻り）3日（小中学生にあつては2日）を経過し、体調が回復しましたので登園させます。

令和 年 月 日

保護者氏名

【参考】インフルエンザ出席停止期間(お休みする期間)について

幼児については、インフルエンザを発症した日の次の日から5日を経過し、かつ解熱後(平熱に戻った日)から3日間経過するまでが登園停止期間となります。
 (小中学校の児童生徒については、解熱後2日間が経過するまでとなっており、基準が異なります。)

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
	 熱がさがっても必ず休まなければならない期間										
例①	発症	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	休み 解熱後 3日目	休み 解熱後 4日目	登園日	※熱がさがって3日間たっていたとしても、 発症した日の次の日から5日間は登園せ ず、自宅療養してください。			
例②	発症	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	休み 解熱後 3日目	登園日				
例③	発症	発熱	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	休み 解熱後 3日目	登園日			
例④	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	休み 解熱後 3日目	登園日		
例⑤	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	休み 解熱後 3日目	登園日	
例⑥	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	休み 解熱後 3日目	登園日

☆熱がさがって3日間たっていたとしても、発症した日の次の日から5日間は登園しないで、自宅で療養してください。(例①、②)

☆発症した次の日から5日間たっても熱がさがらない場合は、さがった次の日から3日間たつまでは登園しないで、自宅で療養してください。(例③～⑥のように熱がさがった日によって出席停止期間が延長されますのでご注意ください。)